

2021年1月14日

新型コロナウイルス感染拡大を受けた

緊急事態宣言発令に伴う業務のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさまおよび関係者のみなさまに、心からお見舞い申し上げます

さて、1月8日に、緊急事態宣言が東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県を対象に発令され、さらに1月14日より、大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・栃木県・福岡県も対象地域に加えられました。弊社におきましても、各都道府県の緊急事態措置の内容を踏まえ、保険サービスの継続のため、従来の対策に加え、在宅勤務や時差出勤、対外活動の一部停止などの感染防止対策を講ずることいたしました。

営業日や営業時間に変更はございませんが、電話がつながりづらいなど、お客さまには一部ご不便をおかけする可能性があります。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の情勢により更なる感染防止対策を講ずる場合がございます。その際は、あらためてご案内いたします。

【各種お問い合わせ先のご案内】

1. お客さま向け各種受付センター

通常どおりの対応を行います。

- ・「解約受付センター」(0120-208-001) 月～土曜日 9時～18時 ※祝日を除く
- ・「保険金請求受付センター」(0120-551-224) 24時間 365日 受付 (年中無休)
- ・「更新お問い合わせセンター」(0120-777-217) 月～金曜日 9時～17時 ※祝日を除く

2. 「お客さま相談窓口」(0120-329-431)

- ・月～金曜日 9時～18時 ※祝日を除く

通常どおりのご対応をさせていただきますが、電話がつながりづらくなる状況が想定されます。

ご不便をおかけすることもございますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。